

裁 決 書

審査請求人 ○ ○ ○ ○
処 分 庁 熊 取 町 長

審査請求人が令和4年1月21日に提起した情報公開決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

令和4年1月7日付3熊保育第2347号により行った全部公開決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求については、却下する。

第1 事案の概要

1 審査請求人は、情報公開条例（平成10年条例第28号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、令和3年12月28日に、実施機関に対し、次の本件対象文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

・個人情報保護条例施行後、変更または修正した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という）のうち、変更前と変更後または修正後の内容が同じで、住民にわかりやすい登録簿とすることを目的に変更または修正した登録簿の起案文書。なお、XXXXXXXXXXが関わったものに限る。

なお、内容が同じとは「個人情報取扱事務登録の目的」、「個人情報の対象者の範囲」、「個人情報の記録項目」、「個人情報の収集方法」等の内容が同じであることを意味する。

2 実施機関は、本件公開請求に対し、条例第11条の規定により本件処分を行い、令和4年1月7日付3熊保育第2347号で審査請求人に通知した。

3 審査請求人は、令和4年1月21日に本件処分を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件処分を取り消す及び同条例に規定する公開請求に対する決定等を改めて行うとの裁決を求める。

実施機関から情報公開された「個人情報取扱事務登録簿の修正について」の起案文書は、登録簿の変更前と変更後で情報公開請求に係る情報の内容が同じであるとは到底考えられない。

よって、求めた情報の公開決定がなされていないと考え審査を求めるものである。

- (1) 熊取町は、令和2年10月19日に当該登録簿を変更した事実について「変更」ではなく「修正」と主張している。
- (2) 変更前と変更後を比較すると分かるとおり、変更後には「目的」や「個人情報の対象者」をはじめ数多くの加筆がなされている。さらに、本人以外から個人情報を収集する根拠条例や個人情報保護条例第7条第4項に該当する個人情報(思想、信仰、信条等)の加筆もされている。これらの加筆を「修正」とする熊取町の主張は認められない。
- (3) 「修正」と「変更」には大きな違いがあり、「変更」は同条例第6条第2項の規定が適用されるが、町は「修正」であるため、同条例の適用は受けないと主張している。
- (4) 同条例には「修正」の文言はない。「修正」とは誤字脱字等の軽微な事柄について行われるものである。
- (5) 数多くの加筆がなされていることから、同項が規定する「変更」と考える。

2 処分庁の主張

処分庁は、次のとおり主張し、本件処分は妥当であるとの裁決を求めている。

- (1) 個人情報事務取扱登録簿(町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務)(以下「登録簿」という)のうち、平成30年4月1日登録の登録簿において、事務として登録簿の各項目の内容を包含していると捉え、包括的に網羅し登録していると考えている。
- (2) 令和2年10月19日に変更の登録簿に関しては、同年10月16日の審査請求人との面談の中で、個人情報保護条例所管部局より住民にわかりやすい登録簿とすべく対応することを申し出し、同年10月19日付けで修正を行ったものである。
- (3) 住民にわかりやすいものとするために、変更ではなく修正したものであり、審査請求人のいう、変更前と変更後の趣旨内容は同じであり変わりはない。

第3 理由

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、条例第1条で定めるように、住民の知る権利の保障と公正で開かれた町政を推進するとともに、町の住民に対する説明責任を果たすことにより、住民と町との信頼関係を深め、もって地方自治の本旨に即した住民主体の町政を実現することを目的とする。

したがって、条例の解釈及び運用は、条例第3条で明記するように、情報の公開を請求する住民の権利を十分保障する見地から行われなければならない。

2 本件処分の妥当性について

本件公開請求について、全部公開決定されており、審査請求の利益がない。

3 判断

審査会の答申と同様、本件については審査請求の利益がないと判断する。

第4 結論

以上の理由により、主文のとおり裁決する。

令和5年6月14日

審査庁 熊取町長 藤原 敏司

(教示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。